

## 個人情報保護審議会（第57回）会議録

### 1 会議の日時及び場所

#### （1）日時

平成15年9月20日（土）午前10時から午後12時30分まで

#### （2）場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館 11階 会議室1101号室

### 2 出席委員の氏名

山下 淳 岸本 洋子 赤坂 正浩 伊藤 潤子  
斎藤 修

### 3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報室

県民情報室長 浜田 充啓 個人情報・行政手続係長 白井 重孝  
県民情報室 中谷 真紀子 県民情報室 桂 和久

### 4 会議に付した案件の名称

#### （1）個人情報保護条例の見直しについて

諮問 「個人情報保護制度の適正な運営及び改善について」

個人情報保護条例の見直しに係る審議の公開について

個人情報保護条例見直しの視点について

#### （2）報告事項

教育委員会ホームページでの動画発信について

#### （3）調査審議事項

「刑事訴訟法第279条に基づく裁判所からの照会に対する回答」について

### 5 議事の要旨

#### （1）調査審議事項

諮問受付番号15-4号案件（個人情報保護条例の見直しの件）

委 員： 諮問受付番号15-4号案件について、事務局（県民情報室）  
より説明していただく。

事務局より、諮問の趣旨などについて説明が行われた。

委 員： 個人情報の保護に関する法律（以下、「基本法」という。）行政  
機関の保有する個人情報保護に関する法律（以下、「行政機関法」  
といふ。）の制定、施行を踏まえ、県としても、現行条例の改正に  
取り組むとの説明を承った。現行条例と基本法及び行政機関法を  
比較した際、現行条例の方が十分でない部分、条例制定時規定で

きなかった部分について、改善を図っていくということである。

続いて、審議の公開について事務局より説明していただく。

事務局より個人情報保護条例の見直しに係る審議の公開等について説明が行われた。

委 員： 個人情報保護審議会運営要領第3条によると、審議会は原則非公開である。個人情報保護に関するこれまでの諮問案件については、必ずしも公開の審議になじまない所があった。

条例の改正についての審議については、非公開とする特段の事情がない。むしろ、県民の皆さんの関心も高く、県民の個人情報保護に関する条例の見直しについては、広く公開して、オープンな場で議論する方が望ましい。一般的には、兵庫県の場合、会議の公開について、県の内部規則に準拠した対応をしている。

2頁以下の個人情報保護審議会傍聴要領は、県の他の審議会で用いているものに準則しているものである。

また、個人情報保護制度について、県民の皆さんの関心が高まっている。非公開で審議しなければならない理由もないと考えている。いかがか。

委 員： 異議なし。

事 務 局： 本日欠席の委員についても、審議の公開について賛同をいただいている。

委 員： 条例改正すべき各項目の審議は、次回以降の審議になると思うが、今日は、全体を通しての見直しの視点の説明と意見交換を予定している。それでは、事務局より、個人情報保護条例見直しの視点について説明していただく。

事務局より個人情報保護条例の見直しの視点について説明が行われた。

委 員： 現行条例と法律との対比について、各委員からのご意見・ご質問を伺いたい。

委 員： 条例の「是正の申出」は、権利ではなく、法律の「利用停止請求」は権利であると説明された。条例においても、「取扱いのは是正の申し出をすることができる。」と規定されており、是正の申し出があった場合に、県として、適切な対応をとるのであれば、是正の申し出を権利として認めているのではないか。この点について、条例制定時の審議会で議論はなされたのか。

事 務 局： 条例制定時の審議会でこの点について議論はなされている。是正の申出では、実施機関は、公正さを確保するため、是正の申出に係る個人情報の収集などについて、附属機関の意見を聴いて処理していく。したがって、一定の公正さを担保しているが、現行条例では、不服申立を予定していないため、是正の申出を権利としては解していない。

委 員： 是正の申出の場合、県民には、県に対応を求める権利は認めら

れてない。つまり、県の条例は、苦情の申出と同様であり、申出があった場合に、県として、誠実に対応することが規定されている。一方、県民は、県に対し、適切に対応を求める権利は認められない。したがって、条例上、不服申立の規定はない。今回の改正で、取消訴訟が可能となるように条例整備を図っていくことになる。

(2) 報告事項 (教育委員会ホームページでの動画発信について)

委 員： 事務局より、教育委員会ホームページでの動画発信について報告していただく。

事務局より教育委員会ホームページでの動画発信について報告が行われた。

委 員： 教育委員会以外の知事部局等では、動画の発信もホームページ発信に係る個人情報の取扱いとして個人情報保護審議会で承認していたが、教育委員会については静止画像のみをホームページ発信の対象として審議会が認めていた。

最近のホームページは、動画配信が主流になりつつある。写真よりも、動画発信がより望ましいことは明らかである。したがって、公益性については問題ない。

また、個人情報保護の観点からであるが、従来通りの個人情報保護の対応をすることとなっており、静止画像と動画についてこの対応方法に違いはないことから、報告を了とすることによいか。

委 員： 異議なし。

(3) 調査審議事項

諮詢受付番号 15 - 3 号案件 (刑事訴訟法第 279 条に基づく裁判所からの照会に対する回答)

委 員： それでは、前回に引き続き刑事訴訟法第 279 条に基づく裁判所からの照会について、事務局より説明していただく。

事務局より「刑事訴訟法第 279 条に基づく裁判所からの照会に対する回答」について説明が行われた。

委 員： 事前に送付されてきた資料を見て、答申案を 2 種類用意したので、審議していただきたい。

委 員： 案 1 では、本人の同意がある場合には、審議会への諮詢は、必要ないが、案 2 では、本人の同意がある場合にも諮詢が必要となる。いかがか。

委 員： 本人若しくは法定代理の同意があれば、よいのではないか。同意がとれない場合に、審議会へ諮詢するようにすればよい。したがって、案 1 でよいと思う。

委 員： 同じく案 1 でよいと思う。

委 員： 案 1 でよろしいか。

委 員： 異議なし。

- 委 員： 案1において、「基本的に」をとる。「なお」をとる。また、「当審議会としてが」を「当分の間は」の後に挿入してはどうか。
- 委 員： 修正を入れて答申することでよいか。
- 委 員： 異議なし。

## 6 会議に付した資料

### 個人情報保護審議会（第57回）資料